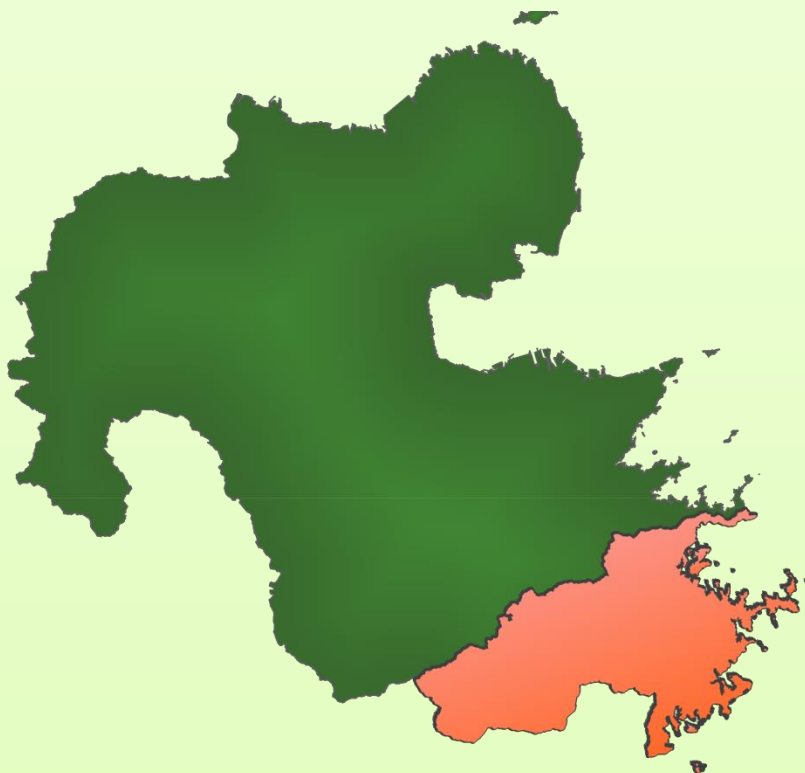


佐伯地区 道路啓開実施計画

概要版



| | |
|---------------------------|----|
| 第1章 総則 | 1 |
| 1 総則..... | 1 |
| 第2章 道路啓開の方法 | 2 |
| 1 道路啓開とは..... | 2 |
| 2 啓開ルート..... | 2 |
| 3 災害時における車両等の移動..... | 5 |
| 4 地区災害対策本部における道路啓開手順..... | 8 |
| 4.1 道路啓開手順..... | 8 |
| 4.2 初動体制の構築..... | 9 |
| 4.3 被災状況の把握..... | 10 |
| 4.4 道路啓開作業..... | 11 |
| 4.6 道路啓開状況の把握・管理..... | 11 |
| 4.5 燃料・資機材の確保と応援要請..... | 12 |
| 4.6 道路啓開作業の終了..... | 12 |
| 5 建設業協会佐伯支部の道路啓開手順..... | 13 |
| 5.1 道路啓開手順..... | 13 |
| 5.2 初動体制の構築..... | 14 |
| 5.3 道路啓開作業..... | 20 |
| 5.4 道路啓開作業の進捗報告..... | 31 |
| 5.5 道路啓開作業の終了..... | 32 |
| 巻末資料 | 33 |
| 巻末資料1 連絡体制を構築する関係機関..... | 34 |
| 巻末資料2 啓開業者の割当・日数..... | 37 |

第1章 総則

1 総則

本計画は、「大分県道路啓開計画」に基づき、県が管理する啓開ルートにおける道路啓開の基本的な考え方、実際の道路啓開方法・手順について記載したものであり、災害発生時等における緊急かつ着実な対応を図ることを目的としている。なお、道路復旧に関する活動等については、本書の対象外として取り扱う。

第2章 道路啓開の方法

1 道路啓開とは

道路啓開とは、災害発生後に緊急通行車両等が速やかに通行できるよう最低1車線でも早急に瓦礫等を処理し、また簡易な段差補修などにより、救援ルートを開けることをいう。

通常の災害においては、応急復旧を経て復旧の流れとなるが、大規模災害時には、復旧の前に救命・救援のためのルートを確保する道路啓開が必要となる。

大規模災害時の流れ



2 啓開ルート

啓開ルートは、「大分県道路啓開計画」により、発災後からの時系列に応じて、『救命』、『救援』、『復旧』の3ステップに区分される。

最優先啓開ルート

ステップⅠ

「救命」を目的とした防災拠点や救命活動に関わる拠点を結ぶ啓開ルートであり、概ね1日以内に道路啓開完了を目指す。

優先啓開ルート

ステップⅡ

「救援」を目的とした地域の救急活動や緊急物資の支援等に関わる活動拠点を結ぶ啓開ルートであり、概ね3日以内に道路啓開完了を目指す。

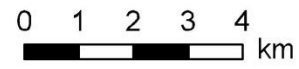
啓開ルート

ステップⅢ

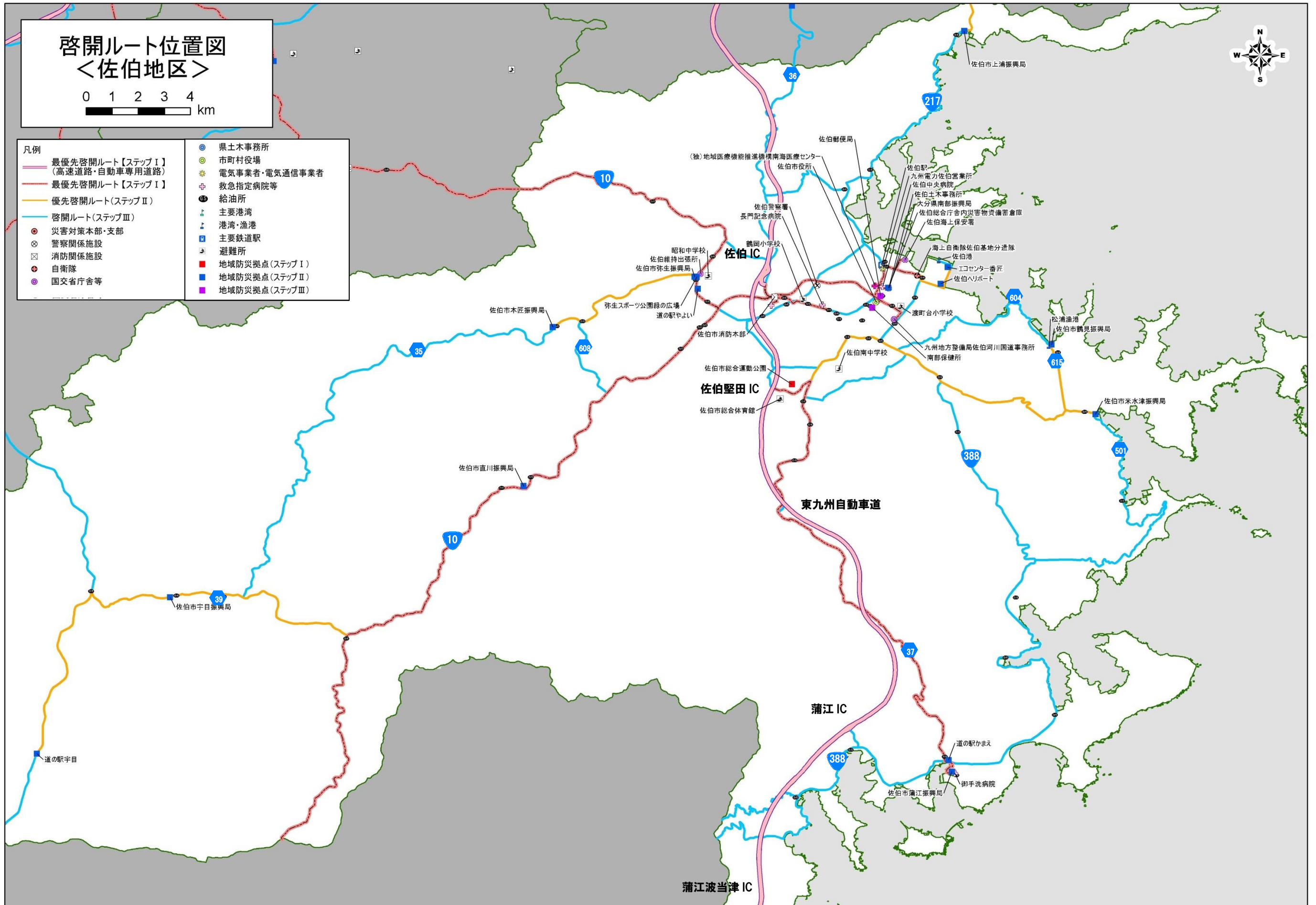
「復旧」を目的とした必要拠点を結ぶ啓開ルートであり、概ね7日以内に道路啓開完了を目指す。

図1 啓開ルートの優先度の考え方

啓開ルート位置図 ＜佐伯地区＞

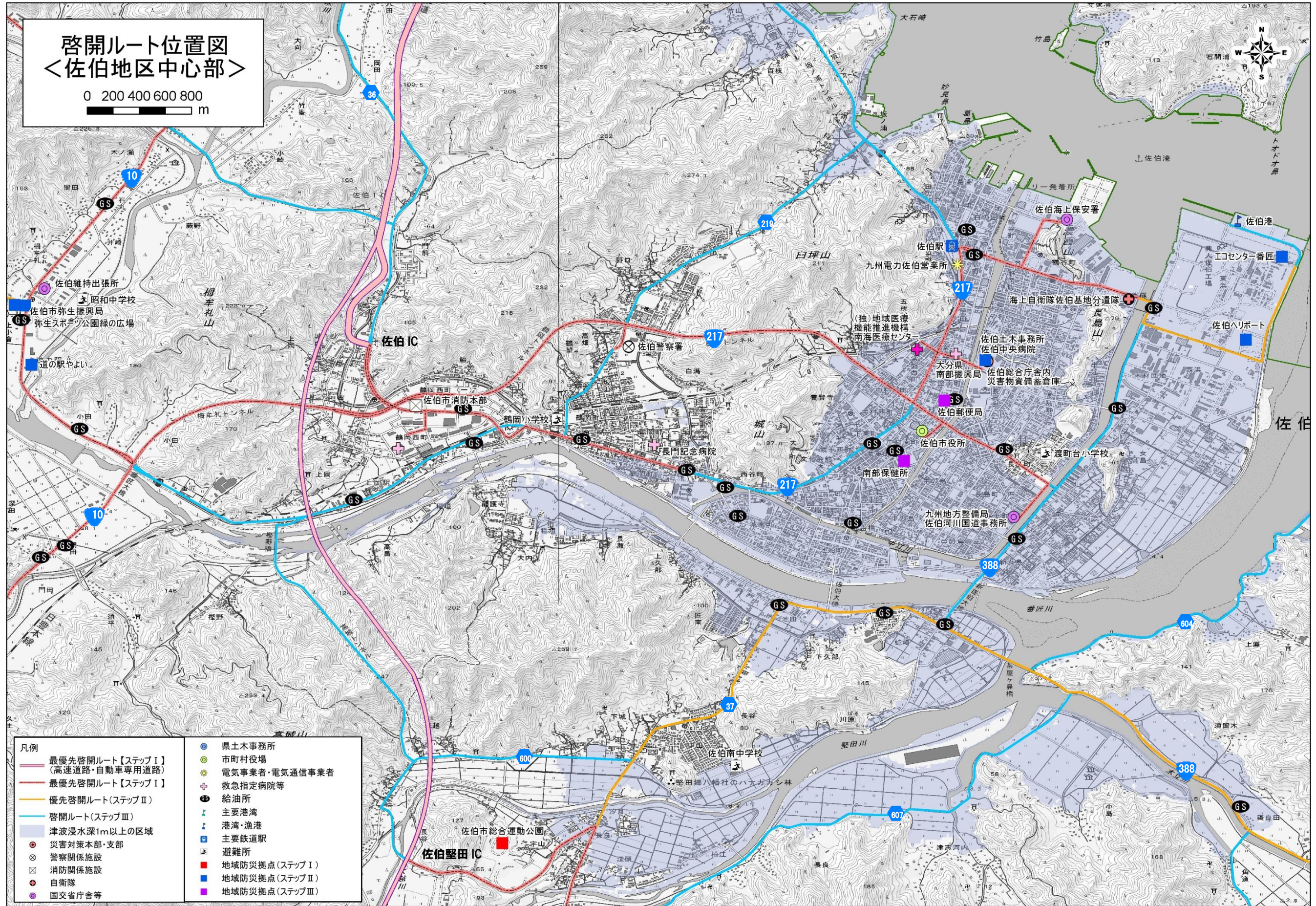


- | | |
|-------------------------------------|-----------------|
| 凡例 | ● 県土木事務所 |
| ● 最優先啓開ルート【ステップⅠ】 (高速道路・自動車専用道路) | ● 市町村役場 |
| ● 最優先啓開ルート【ステップⅠ】 | ● 電気事業者・電気通信事業者 |
| ● 優先啓開ルート(ステップⅡ) | ● 救急指定病院等 |
| ● 啓開ルート(ステップⅢ) | ● 給油所 |
| ● 災害対策本部・支部 | ● 主要港湾 |
| ● 警察関係施設 | ● 港湾・漁港 |
| ● 消防関係施設 | ● 主要鉄道駅 |
| ● 自衛隊 | ● 避難所 |
| ● 国交省庁舎等 | ● 地域防災拠点(ステップⅠ) |
| | ● 地域防災拠点(ステップⅡ) |
| | ● 地域防災拠点(ステップⅢ) |

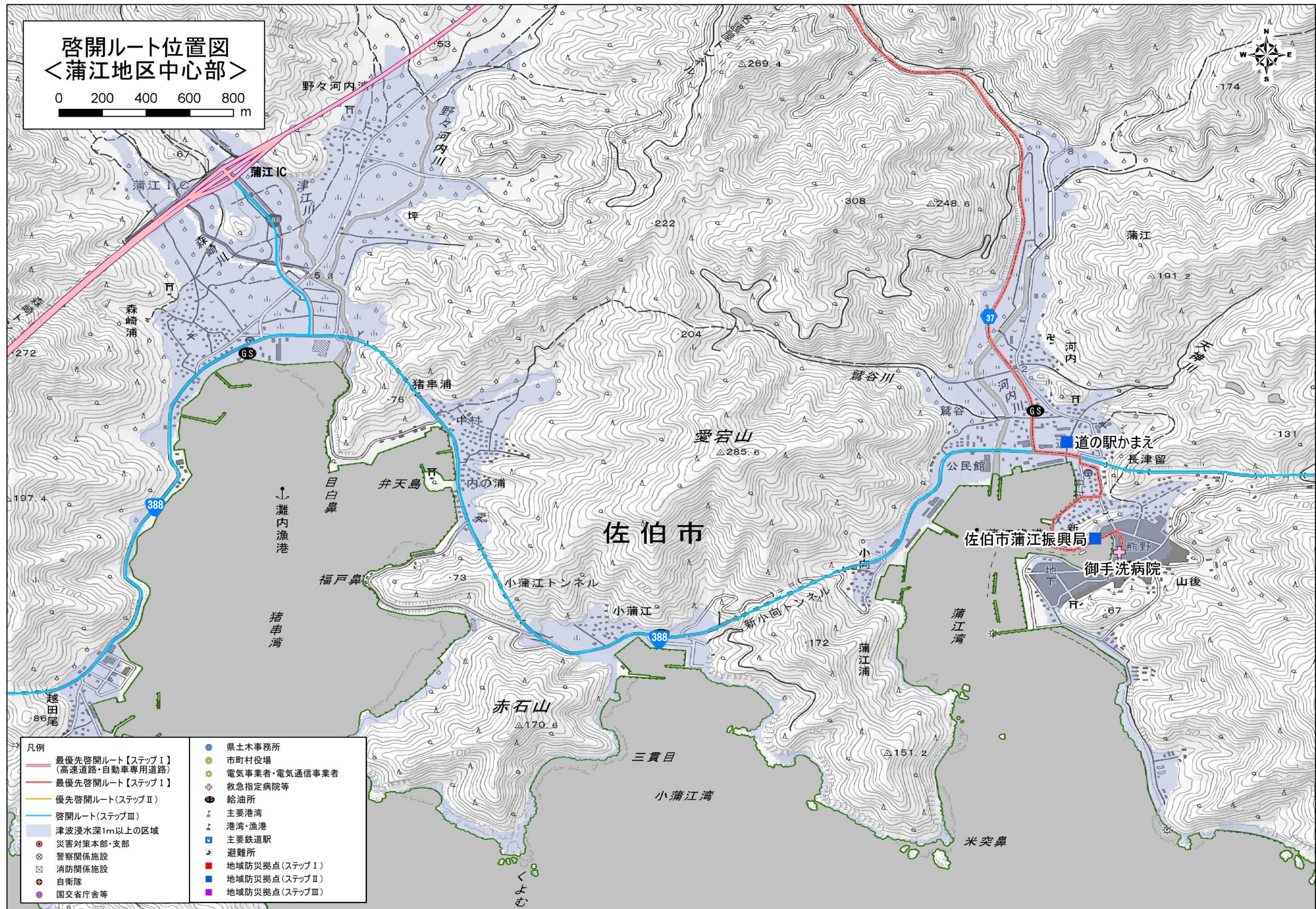


啓開ルート位置図 〈佐伯地区中心部〉

0 200 400 600 800
m



- | | |
|-----------------------------------|-----------------|
| 凡例 | ● 県土木事務所 |
| 最優先啓開ルート【ステップⅠ】 (高速道路・自動車専用道路) | ● 市町村役場 |
| 最優先啓開ルート【ステップⅠ】 | ● 電気事業者・電気通信事業者 |
| 優先啓開ルート(ステップⅡ) | ● 救急指定病院等 |
| 啓開ルート(ステップⅢ) | ● 給油所 |
| 津波浸水深1m以上の区域 | ● 主要港湾 |
| 災害対策本部・支部 | ● 港湾・漁港 |
| 警察関係施設 | ● 主要鉄道駅 |
| 消防関係施設 | ● 避難所 |
| 自衛隊 | ■ 地域防災拠点(ステップⅠ) |
| 国交省庁舎等 | ■ 地域防災拠点(ステップⅡ) |
| | ■ 地域防災拠点(ステップⅢ) |



3 災害時における車両等の移動

災害時における車両等の移動は、「災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き(案)」(大分県道路保全課、平成27年2月)に基づき実施するものとする。

以下にその内容を示す。

道路区間の指定

道路保全課長が土木事務所長と協議の上、道路区間の指定を行う。(場合によっては電話による協議や道路保全課長等の判断で区間指定を行うこともある。)

区間指定は、それぞれの区間の路線名および起終点を明示し、関係機関とも情報共有を行う。

指定道路区間の周知

道路区間を指定した場合は、関係する都道府県公安委員会へ通知するとともに、道路利用者に対しても道路情報板、ラジオ等による情報提供、現地への立て看板、ホームページ等への記者発表等により周知する措置を取らなければならない。

- ・大分県〇〇土木事務所は、〇日〇時頃発生した〇〇を中心とする震度6の地震対策のため、国道〇〇号〇〇～〇〇間を、災害対策基本法第76条の6の規定に基づき、緊急通行車両の通行を確保する区間に指定しました。
- ・当該区間においては、緊急通行車両の通行が確保できない場合、運転者に車両等の移動をお願いするほか、場合によっては道路管理者が車両の移動を行いますので、道路管理者の指示に従って行動してください。

例：ラジオによる周知

| | |
|--|---|
| 災害発生 緊急通行車両の通行 のため作業実施中 国道〇〇号 〇〇～〇〇は 通行止め ご協力をお願いします 大分県〇〇土木事務所 問い合わせ先：〇〇〇〇 | 災害発生 緊急通行車両の通行 のため作業実施中 国道〇〇号 〇〇～〇〇は 通行ご遠慮ください ご協力をお願いします 大分県〇〇土木事務所 問い合わせ先：〇〇〇〇 |
|--|---|

例：立て看板による周知

Press Release

大分県〇〇土木事務所
道路保全課

緊急車両の通行を確保するため、災害対策基本法に基づき、国道〇〇号〇〇～〇〇間を区間指定し、放置車両・立ち往生車両の移動等の作業を実施します

〇〇災害のため、緊急通行車両の通行を確保することを目的として、災害対策基本法第76条の6に基づき、本件区間に基づき、下記の区間を指定し、当該区間においては、道路閉鎖作業を実施し、放置車両や立ち往生車両等の移動を行います。

| 区 間 | |
|------|--------------|
| 路線名 | 指定する区間 |
| 道路〇号 | 〇〇番〇〇〇〇～〇〇 |
| 道路〇号 | 〇〇番〇〇〇〇～〇 |
| 道路〇号 | 〇〇番〇〇〇〇～〇〇 |
| 道路〇号 | 〇〇番〇〇〇〇内の全区間 |

(問い合わせ先)

大分県道路保全課 〇〇、〇〇
〇〇土木事務所 〇〇、〇〇
TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

例：記者発表による周知

身分証明書の携行

道路管理者及び建設業者(以下道路管理者等と呼ぶ)は、あらかじめ協定締結時等に発行された身分証明書を携行する。

(これにより、建設業者は道路管理者が不在でも単独で対応することが可能。)

車両等の移動命令

道路管理者等は、口頭もしくは書面により、災対法に基づく措置であることを説明した上で、車両等の移動先（例：道路外、道路の左端）を指示し、車両等を移動させる。数多くの運転者等に同時に命令を伝える場合には、拡声器等による呼びかけや運転者向け避難所で呼びかける等の工夫を行うことが必要である。

- ・佐伯土木事務所から委託を受けている〇〇株式会社の〇〇です。
- ・この道路は、災害対策基本法第76条の6の規定に基づき、緊急車両の通行を確保するため道路啓開作業を行う区間に指定されました。
- ・緊急車両の通行のため、速やかに指定区間以外に移動するか車両を左側路肩に移動してください。

例：車両移動命令を行う際の発言

下記のいずれかに該当する場合

該当しない場合

- ① 車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者が命令に従わない場合
- ② 車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者が現地不在の場合
- ③ 移動等が困難、不可能な場合

道路管理者による車両等の移動

道路管理者等が車両等の移動を行う場合、移動した車両等に移動理由や移動した道路管理者名（連絡先を含む）を掲示すること。

また、車両等を破損した場合は道路管理者が損失補償を行う場合もあることから、可能な範囲で、移動場所、車名、ナンバー、移動日時、移動内容、移動前の破損状況、移動前後の状態の写真等を記録しておく。

〇〇災害に伴う車両の移動について

緊急通行車両の通行を確保するため、災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づき、下記のとおり車両の移動を行いました。

記

移動日時：〇月〇日〇時

移動先：〇〇

移動車両：車名、ナンバー

佐伯土木事務所長

問合せ先 佐伯土木事務所 〇〇課
0972-22-3171

例：車両等を移動した際の車両等への掲示

仮置き場が必要

仮置き場が必要

土地の一時利用

車両等の移動において、道路敷地内に移動スペースがない場合や周辺に公有地がない場合、現場の判断で、沿道の民地（駐車場、空き地、田畑等）に一時的に使用できる。一時使用を行う場合は、口頭もしくは書面により災対法に基づく措置であることを説明する必要がある。

また、民地の一時使用した場合は道路管理者が事後補償を行う場合もあることから、可能な範囲で、措置実施場所、使用開始日時、使用目的、所有者、現在の用途、作業、使用前後の状態の写真等を記録しておく。

〇〇災害に伴う土地の一時的使用について

緊急通行車両の通行を確保するための放置車両の移動に伴い、災害対策基本法第76条の6の規定に基づき、この土地を一時的に使用しております。

記

利用開始時：〇月〇日〇時

利用目的：放置車両の保管

佐伯土木事務所長

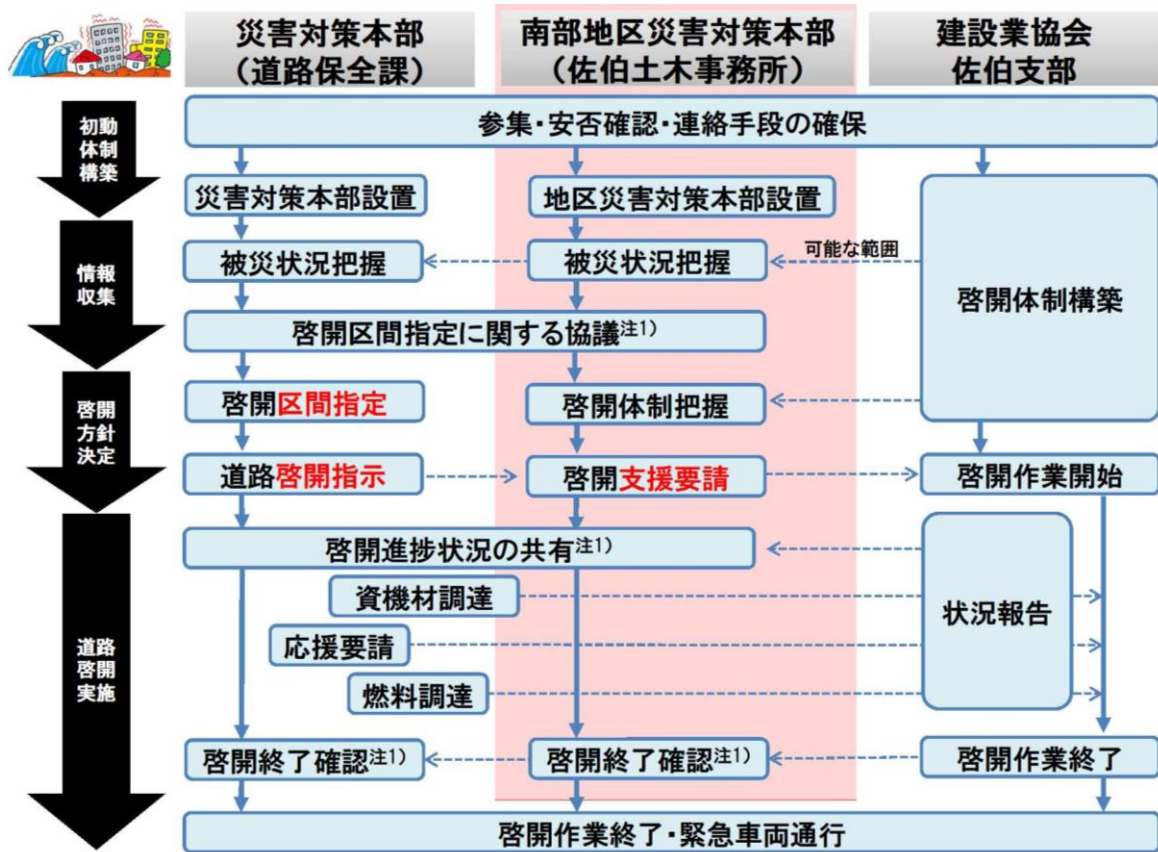
問合せ先 佐伯土木事務所 〇〇課
0972-22-3171

例：土地の一時使用の際の掲示

4 地区災害対策本部における道路啓開手順

4.1 道路啓開手順

南部地区災害対策本部（佐伯土木事務所）は、災害対策本部と連携を図り、災害対策本部での決定事項の伝達、現地での作業状況の災害対策本部への報告を着実にを行う。また、建設業協会佐伯支部と連携を図り、道路啓開作業の指揮・命令を行う。



注1) 啓開ルート上にあるすべての道路管理者も含めて連携

図2 地区災害対策本部における道路啓開手順

4.2 初動体制の構築

4.2.1 初動体制の構築

職員は直ちに参集を開始するとともに、情報連絡体制・通信体制を確保し、道路啓開に向けた準備を図るものとする。

初動体制の構築にあたっては、「大分県業務継続計画（南部地域版 BCP）、H27.5」に基づき、下記を目標に実施する。

- ①地震発生後直ちに、情報連絡体制を確保
- ②地震発生30分後には、地区災害対策本部の初動体制を構築
- ③地震発生後1時間を目途に、第1回の地区災害対策本部会議を開催

4.2.2 地区災害対策本部の設置

参集した土木事務所職員で振興局に設置される「南部地区災害対策本部 社会基盤対策班」を構築する。

4.2.3 連絡手段の確保

参集した土木事務所職員は、直ちに通信設備の可動確認（防災行政無線、災害時優先電話、衛星携帯電話等）を行い、災害対策本部社会基盤対策部、警察署、建設業協会各支部等関係機関への連絡体制を確保する。また、気象庁から出される地震・津波情報、各種警報の発令状況等の情報を継続的に収集する。具体的な連絡体制を確保すべき関係機関については、巻末資料1に示す。

4.3 被災状況の把握

道路啓開区間を把握するため、各対策本部において、道路被災状況の情報を収集する。被災情報収集にあたっては、まず「最優先啓開ルート」の状況を調査する。

地区災害対策本部は、南海トラフ大地震や震度5強以上の地震が発生した場合、管内の緊急調査（道路パトロール）は困難であると考えられる。従って、大分県災害対策本部、関係機関（道路管理者等）や建設業協会の各支部と連携し、被災情報を収集・把握する。

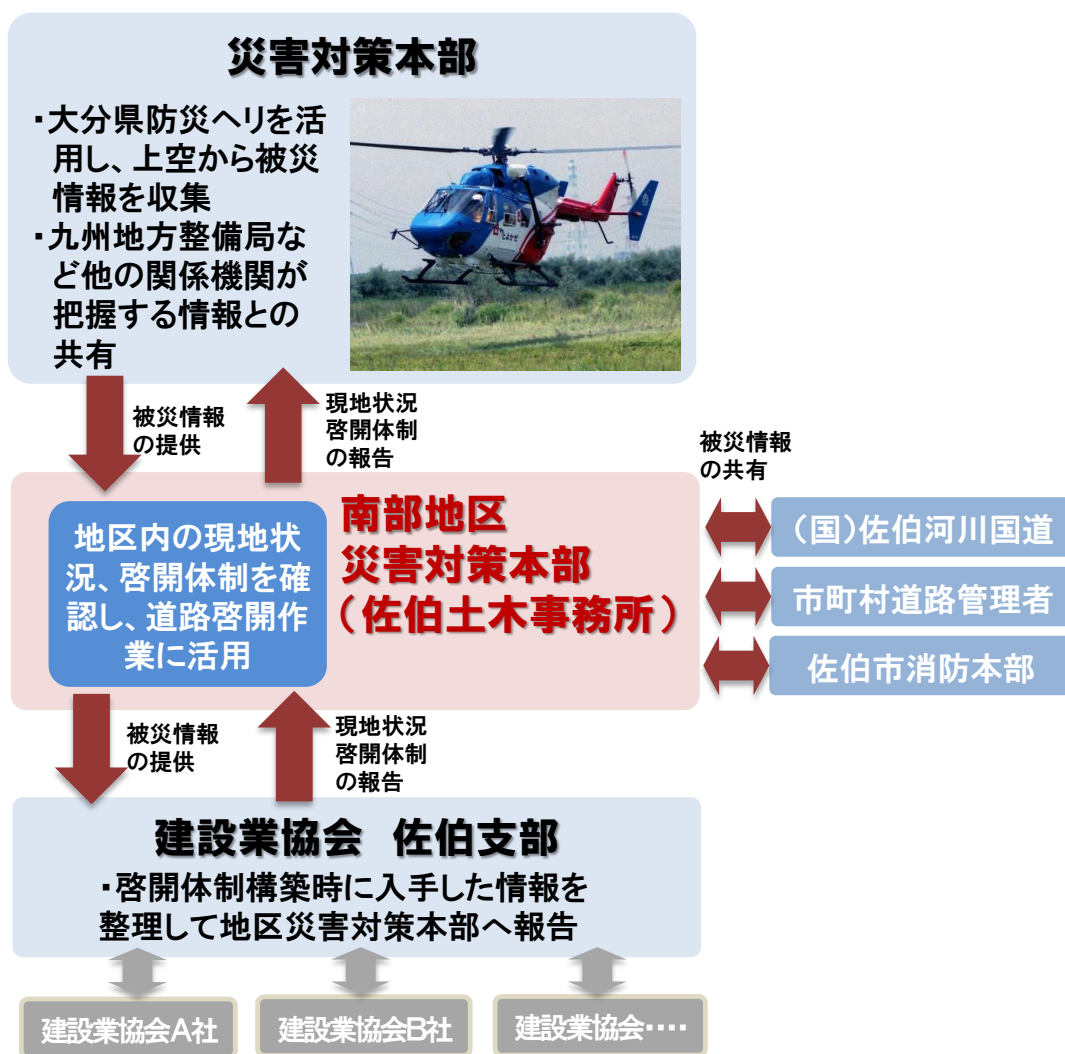


図3 被災情報の収集・整理体制

4.4 道路啓開作業

南部地区災害対策本部（佐伯土木事務所）は、建設業協会佐伯支部の道路啓開体制（班）を把握し、啓開道路の指定を受けて、建設業協会佐伯支部へ道路啓開作業の支援要請を行うと共に、指定区間現地において道路啓開に関する周知を行う。

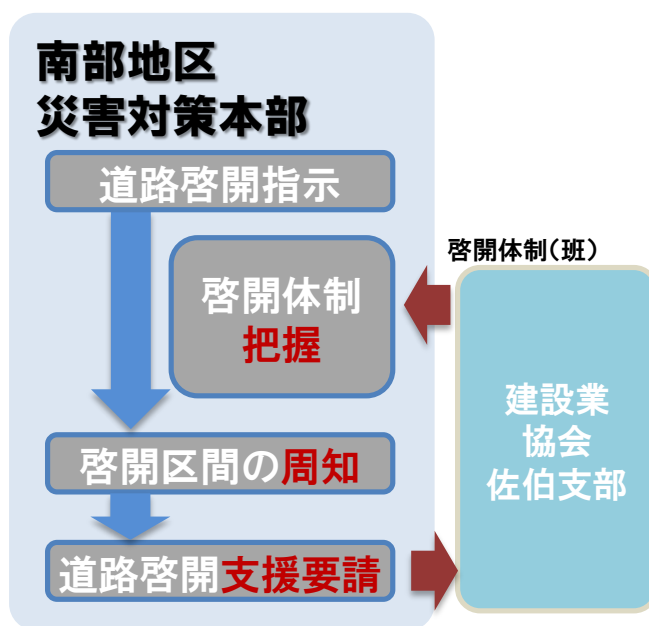


図4 地区災害対策本部における道路啓開作業の開始手順

関連法規；災害対策基本法第76条の6

4.5 道路啓開状況の把握・管理

「最優先啓開ルート（ステップⅠ）」の現地状況について、被災状況、被災区間、被災の程度、現在啓開位置、今後の啓開予定を適宜報告する。被災状況報告は、「建設業協会各社」⇒「建設業協会佐伯支部」⇒「南部地区災害対策本部（佐伯土木事務所）」⇒「大分県災害対策本部」の流れで行う。現地調査で得られた情報は、災害対策本部及び関係各機関で集約する。

4.6 燃料・資機材の確保と応援要請

(1) 燃料の調達

南部地区災害対策本部（佐伯土木事務所）は、道路啓開作業に要する重機、車両等の稼働状況や燃料不足等の情報を大分県災害対策本部へ伝達する。

大分県災害対策本部は、道路啓開作業に要する重機、車両等の稼働状況に応じて、それを継続的に稼働させるために必要な燃料を確保するものとする。

(2) 資機材の調達

南部地区災害対策本部（佐伯土木事務所）は、道路啓開作業の進捗状況に応じて、それを継続的に活動するために不足する資機材の状況を大分県災害対策本部へ伝達する。

大分県災害対策本部は、道路啓開に不足している資機材の確保・外部調達を行う。

4.7 道路啓開作業の終了

南部地区災害対策本部（佐伯土木事務所）は、建設業協会佐伯支部から道路啓開作業の終了の報告を受け、大分県災害対策本部へ速やかに報告する。

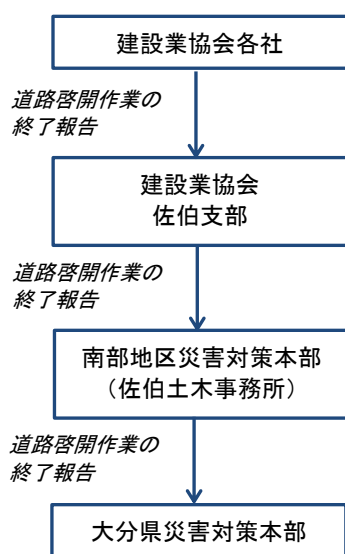
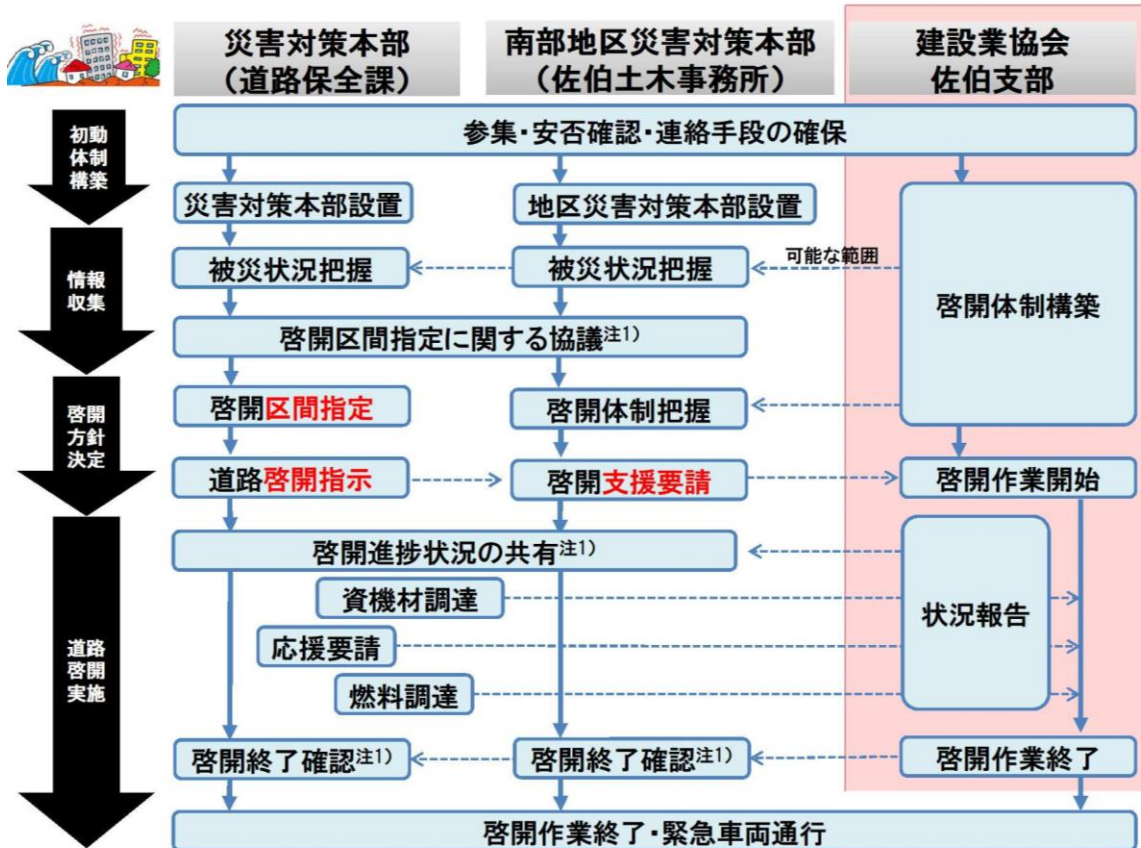


図5 道路啓開作業終了の連絡体制

5 建設業協会佐伯支部の道路啓開手順

5.1 道路啓開手順

建設業協会佐伯支部は、南部地区災害対策本部（佐伯土木事務所）と連携を図り、南部地区災害対策本部での決定事項の伝達、現地での作業状況の報告を着実に行う。また、建設業者と連携を図り、道路啓開作業を円滑に実施する。



注1) 啓開ルート上にあるすべての道路管理者も含めて連携

図6 建設業協会佐伯支部における道路啓開手順

5.2 初動体制の構築

5.2.1 初動体制の基本的な考え方

人命救助は地震発生後 72 時間が勝負といわれる。このため、建設業協会各社においては、社員の出社状況、安否状況を確認の上、現場出動の可否を判断し、情報連絡体制、現場支援体制を構築する。

初動体制の構築にあたっては、建設業協会各社の業務継続計画や県の業務継続計画を参考に実施するものとする。(P9参照)

5.2.2 啓開体制の構築

建設業協会各社においては、社員の出社状況、安否状況を確認の上、現場出動の可否を判断し、現場支援体制を構築する。出社社員は、直ちに通信設備及び重機等の可動確認、資材・燃料等の状況確認を行い、建設業協会佐伯支部へ現場出動可能体制（班）を報告する。

建設業協会佐伯支部は、建設業協会各社からの報告を受け、南部地区災害対策本部（佐伯土木事務所）へ現場出動可能体制（班）を報告する。

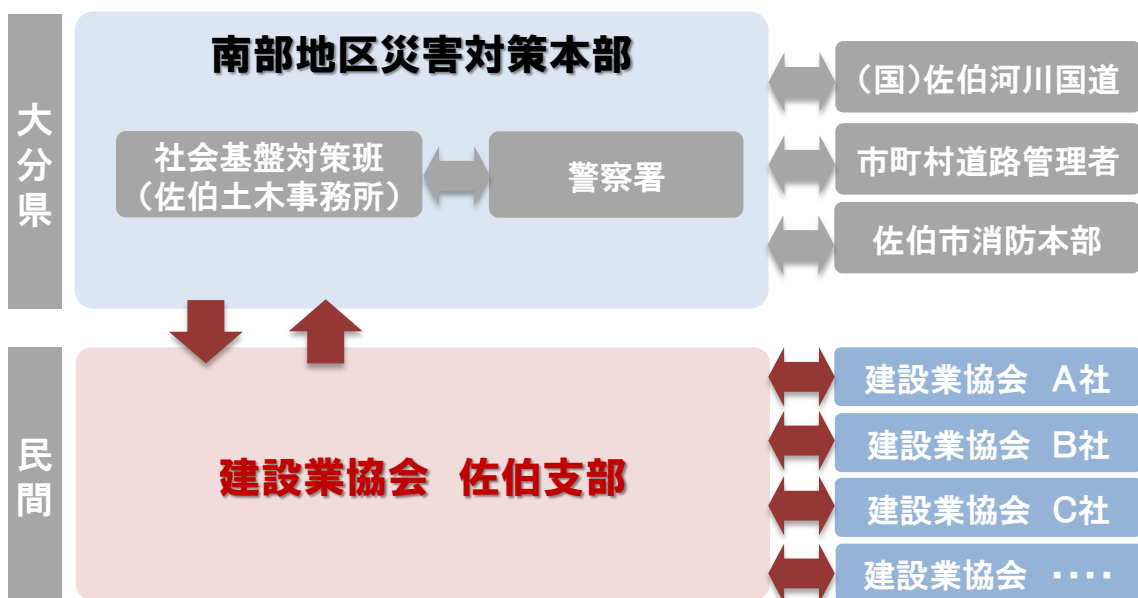


図7 建設業協会佐伯支部における啓開体制

5.2.3 連絡手段の確保

建設業協会各社においては、関係会社との連絡手段の稼働確認を行い、関係機関への連絡体制を確保する。

また、気象庁から出される地震・津波情報、各種警報の発令状況等の情報を継続的に収集する。

災害時には、電話が通じにくくなることが予想されるため、携帯メール、災害伝言ダイヤル（171）などあらゆる手段で連絡体制を確保する。特に携帯メールは、東日本大震災発生時においても発信規制がほとんど実施されなかったことから、非常に有効な手段と考えられる。

また、状況に応じて防災無線を搭載した公用車（土木事務所所有）を派遣要請することも検討に含めていくこととする。

また、通信手段が利用されないことも想定されることから、あらかじめ被災時の集合場所を決定しておくことが望ましい。（例：津久見市の場合、通信手段を確保できない時、津久見市消防本部に集合）

表 1 東日本大震災における通信の輻輳状況

| 固定通信 | | 移動電話 | | |
|---------|---------|---------|---------|------|
| 会社名 | 最大発信規制値 | 会社名 | 最大発信規制値 | |
| | | | 音声 | パケット |
| NTT 東日本 | 90% | NTT ドコモ | 90% | 30% |
| KDDI | 90% | au | 95% | 0% |
| ソフトバンク | 80% | ソフトバンク | 70% | 0% |
| | | イーモバイル | 0% | 0% |

パケット通信（メール）はほとんど規制なし

※発信規制：発信された通信のうち規制された通信の割合。時間帯によって変化しているため最大値を記載（総務省資料：東日本大震災における通信の輻輳状況、復旧等に関する取組状況」2011年4月22日）

具体的な連絡体制を確保すべき関係機関については、巻末資料2に示す。

5.2.4 連絡体制の構築

（1）土木と建設業協会との連絡体制

土木事務所と建設業協会との連絡体制表を作成し、毎年更新することとする。

表1のとおり東日本大震災においてはメールでは通信できる可能性が高かったことからメールも含めた体制構築が望ましい。

（2）建設業協会内での連絡体制について

建設業界内においてもメールを含めた体制構築が望ましい。

※なお、個人情報を含むため、取り扱いに注意すること。

5.2.5 チェックすべき事項

建設業協会各社においては、下表に基づき、通信設備及び重機等の可動確認、資材・燃料等の状況確認を行い、建設業協会佐伯支部に報告する。

建設業協会佐伯支部は、寄せられた情報を集計し、南部地区災害対策本部（佐伯土木事務所）に報告する。

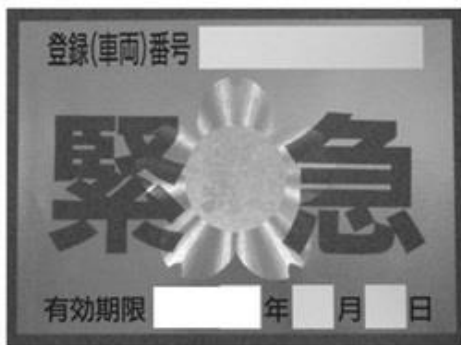
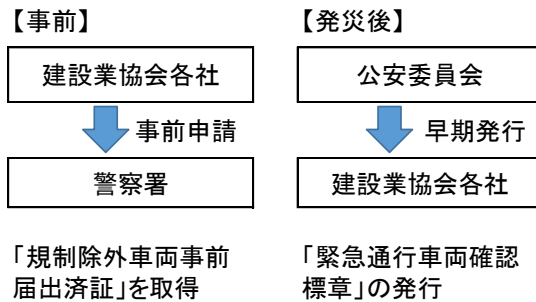
(1) 道路啓開時に必要な書類（事前準備）

道路啓開作業を円滑に実施するためには、緊急交通路の規制区間・区域の通行、啓開作業の障害となる車両移動、災害給油所での燃料の優先的な補給等が必要となる。下表に示す書類を事前に準備しておくことが望ましい。

表 2 道路啓開時に必要な書類

| 書類名 | 内容 | 関連ページ |
|--------------|--|-----------------------|
| ①規制除外車両確認証明書 | 緊急交通路を通行するために必要な確認標章を受領する際、手続きの時間が短縮される。 | P18 |
| ②啓開作業委託書 | 災害協定に基づき啓開作業を実施していることを証明する書類 | ※啓開作業時に車両等を移動させる場合に必要 |
| ③身分証明書 | 建設業協会会員であることを証明する書類 | P6 |

①規制除外車両事前届出済証（P18参照） ※事前申請することで発災時の手続き時間短縮



緊急通行車両確認標章の例

③身分証明書

毎年協定締結時に交付

発行番号：第〇号

身 分 証 明 書

協会名：建設業協会〇〇支部
住 所：〇〇〇〇

上記の者は、〇〇協定に基づき、災害対策基本法第76条の6の措置を行うことを委託した者であることを証明する。

有効期間：〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日
発行日：〇〇年〇〇月〇〇日
発行者：大分県 〇〇土木事務所長 印

身分証明書の例

(2) 資機材の調達方法（不足資材の報告）

建設業協会各社は、道路啓開作業で不足した資機材について、建設業協会佐伯支部に報告する。建設業協会佐伯支部は、建設業協会各社の報告をもとに不足している資機材を集約した上で南部地区災害対策本部（佐伯土木事務所）へ報告する。

資機材が不足した場合、大分県災害対策本部が一括して他管内との調節を行うことから、建設業協会各社は不足した資機材を速やかに建設業協会佐伯支部に報告すること。報告する時は班単位でまとめて報告することが望ましい。

建設業協会佐伯支部は、建設業協会各社の報告をもとに不足している資機材を集約した上で、南部地区災害対策本部(佐伯土木事務所)へ報告すること。

南部地区災害対策本部(佐伯土木事務所)は、災害対策本部へ報告すること。

表 3 佐伯地区における保有資機材数（H27.12 現在）

| 項目 | 規格 | 単位 | 数量 |
|-----------|----------|----|-------|
| バックホウ | 0.45m3以上 | 台 | 44 |
| | 0.45m3未満 | 台 | 72 |
| トラクターショベル | | 台 | 18 |
| ダンプトラック | 10t | 台 | 37 |
| | 4t以下 | 台 | 77 |
| 敷鉄板 | | 枚 | 201 |
| 土のう | | 袋 | 4,430 |
| コルゲートパイプ | φ1.0m | 本 | 54 |

表 4 資機材が不足した場合の報告例

| 資機材の保有状況一覧表 | | | | 合計 | | | A班 | | | B班 | | | C班 | | |
|-------------|-------------|----|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 名称 | 規格 | 単位 | 備考 | 必要数 | 確保数 | 不足数 | 必要数 | 確保数 | 不足数 | 必要数 | 確保数 | 不足数 | 必要数 | 確保数 | 不足数 |
| バックホウ | 0.45m3以上 | 台 | | | | | | | | | | | | | |
| | 0.45m3未満 | 台 | | | | | | | | | | | | | |
| ダンプトラック | 8~10t | 台 | | | | | | | | | | | | | |
| | 4t以下 | 台 | | | | | | | | | | | | | |
| ホイールローダー | 0.4m3~1.3m3 | 台 | | | | | | | | | | | | | |
| 台車 | 10t | 台 | 大型重機運搬 | | | | | | | | | | | | |
| トレーラ | 20~30t | 台 | 重機運搬 | | | | | | | | | | | | |
| 給油車(ローリー) | | 台 | | | | | | | | | | | | | |
| 灯光機 | エンジン付き | 台 | 夜間作業 | | | | | | | | | | | | |
| 発電機 | | 台 | | | | | | | | | | | | | |
| 水中ポンプ | | 台 | | | | | | | | | | | | | |
| 生コン車 | | 台 | | | | | | | | | | | | | |
| 敷鉄板 | | 枚 | | | | | | | | | | | | | |
| 土のう | | 袋 | | | | | | | | | | | | | |

(3) 燃料の調達方法（不足燃料の報告）

建設業協会各社は、道路啓開作業で不足した燃料について、建設業協会佐伯支部に報告する。建設業協会佐伯支部は、建設業協会各社の報告をもとに不足している燃料を集約した上で南部地区災害対策本部（佐伯土木事務所）へ報告する。

燃料が不足した場合、大分県災害対策本部が一括して、石油商業組合などに要請を行うため、建設業協会各社は必要と想定される燃料を速やかに建設業協会佐伯支部に報告すること。

建設業協会佐伯支部は、建設業協会各社の報告をもとに不足している燃料を集約した上で、南部地区災害対策本部（佐伯土木事務所）へ報告すること。

南部地区災害対策本部（佐伯土木事務所）は、建設業協会佐伯支部に石油商業組合から指定された給油可能な施設の情報提供を行う。

燃料の供給を受けるためには、公安委員会が認めた車両に対して発行する「緊急通行車両確認標章」が必要となる。

道路啓開を実施する建設用重機や作業用車両、災害廃棄物の運搬車両等は、「規制除外車両」として「緊急通行車両確認標章」発行の対象となる。

緊急通行車両等の事前届出・確認制度を活用し、事前に規制除外車両事前届出済証を取得しておくことで、災害発生時に標章の交付を受ける際、手続きの時間が短縮される。

従って、最寄の警察署で事前届出申請を行うことが望ましい。

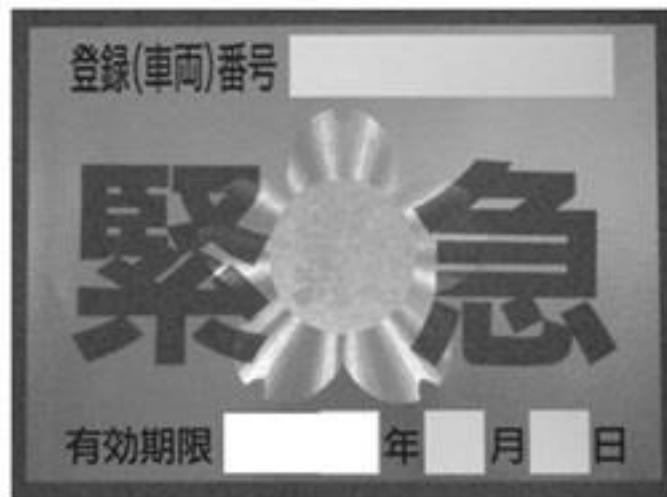


図8 緊急通行車両確認標章の例

(出典：警視庁HP)

5.2.6 標準的な班編成

班編成は、下記を基本とし、資機材の状況等を踏まえて調整することとする。

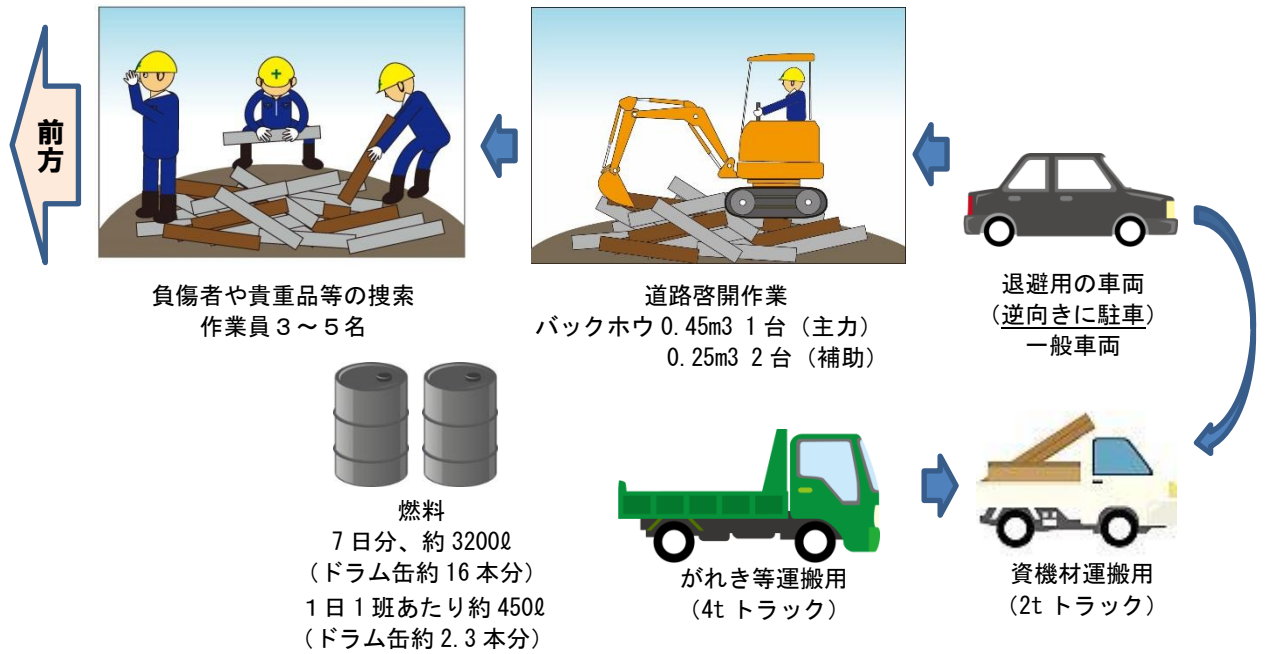


図9 標準的な班編成 (作業員 8～10名)

5.3 道路啓開作業

5.3.1 道路啓開作業の開始

建設業協会佐伯支部においては、南部地区災害対策本部（佐伯土木事務所）からの道路啓開支援要請を受けて、道路法第 42 条（道路の維持又は修繕）に基づき、あらかじめ報告した出動体制（巻末資料）により道路啓開作業を開始する。また、放置車両については、災害対策基本法第 76 条の 6（災害時における車両の移動等）に基づき車両の移動を行う。

なお、津波警報（又は大津波警報）発令時は、浸水想定区域内には立ち入らないものとし、警報解除後に浸水想定区域における啓開作業を開始することを原則とする。

南部地区災害対策本部（佐伯土木事務所）からの支援要請（作業開始）連絡が伝わらず、やむを得ず自主的に作業を開始する場合も想定するが、この場合は余震・警報等の情報を入手しながら、常に避難可能な体制を確保して、予め定められた担当区間の啓開作業を開始する。また、可能な限り速やかに地区災害対策本部への開始報告及び状況報告を行う。

関連法規；道路法第 42 条、災害対策基本法第 76 条の 6

<作業上の留意点>

- ・浸水想定区域内の啓開作業は、津波警報（又は大津波警報）発令時は実施しないこと。警報解除の段階で浸水想定区域内の啓開作業に着手することを原則とする。
- ・浸水想定区域内外どちらにおいても、津波や余震、警報等の情報を随時入手できる体制を確保した上で、緊急避難情報を入手した場合に備え、事前に速やかに退避できる安全な場所（10分以内に移動可能な範囲）を確保しておくこと。
- ・速やかに退避できるように、退避用車両を準備の上、退避方向に向けて配置のこと。状況に応じてエンジンをかけておくこと。
- ・警報発令したことを速やかに伝達できるように現場責任者はホイッスルを携行することが望ましい。

（参考：「災害初動期指揮心得」東北地方整備局）

5.3.2 幅員確保の考え方

道路啓開は、迅速な緊急車両の通行を目的とするため、建設業協会佐伯支部は最低限の瓦礫処理や車両の移動、簡易な段差修正等により最低1車線（4m程度）の通行空間を確保することを基本とする。

救命を目的とする最優先啓開ルート（ステップI）は、余裕スペースに瓦礫を移動させるなど最低限の処理を行い、啓開速度を最優先事項として効率的に実施するものとする。

関連法規；道路法 42 条、災害対策基本法第 76 条の 6

最優先啓開ルートは、「救命」を目的とした活動に係る拠点を結ぶルートであり、24 時間以内以内に啓開完了することを目標としている。このため、とにかく緊急車両が通行可能なように最低1車線で4m程度（側方余裕0.5m+有効幅員3.0m+側方余裕0.5m）を確保し、適当な場所に離合箇所を設けるものとする。

また、啓開速度を最優先とするため、可能な限り手法Aを用いて実施するものとし、瓦礫が多い場合は手法BやCで対応する。

<道路啓開手法イメージ>

| 被災状況 | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・建物等の倒壊 ・道路の損傷 ・車両の放置 等 | <p>ブロック塀倒壊 電柱の倒壊 沿道建物倒壊 放置車両</p> |
| 対応手法（案） | |
| 手法A：道路沿道への押し退け | <p>押し退け 押し退け</p> |
| 手法B：閉塞箇所の近接空間への押し退け | <p>押し退け 押し退け</p> |
| 手法C：ガレキ置き場への撤去・移動 | <p>撤去・移動 撤去・移動 撤去・移動</p> |

基本的な啓開手法

5.3.3 道路啓開作業にあたっての留意点及び関係機関の連絡先

道路啓開作業にあたっての留意点及び関係機関の連絡先をまとめると下記のとおりである。詳細は次ページ以降に示す。

| 項目 | ページ | 連絡先 | 留意点 |
|---------------------|-----|-----------------------------------|--|
| (1) がれきの撤去 | P23 | | 周囲に所有者がいれば同意を得ること。 本来の敷地からはみ出して道路に倒壊、流出しているものはがれきとみなす。 |
| (2) 放置車両等の取扱い | P24 | | 災害対策基本法第76条の6に基づき車両撤去を行うこと。 外形上から判断して自走不可能な車両はがれきとみなす。それ以外は放置車両等として取扱う。 |
| (3) 負傷者を発見した場合 | P25 | 119または 佐伯市消防本部 0972-22-3301 | 心肺停止であっても負傷者として取り扱う。がれきに挟まれている場合でも無理に救出しないこと。 |
| (4) ご遺体を発見した場合 | P26 | 佐伯警察署 0972-22-2131 | 明らかにご遺体の場合のみ連絡すること。 |
| (5) 有価物(貴重品)を発見した場合 | P27 | 佐伯警察署会計課 0972-22-2131 | 一時保管場所に集めておく。啓開作業の妨げにならないように連絡すること。 |
| (6) 危険物を発見した場合 | P28 | 119または 佐伯市消防本部 0972-22-3301 | 発見した場合は直ちに啓開作業を中断し、消防署へ連絡すること。 |
| (7) 倒壊した電柱を撤去する場合 | P29 | 道路管理者 | 電気事業者、電気通信事業者に対して通電有無を確認してもらうこと。 |
| (8) 水道管の異常を発見した場合 | P30 | 佐伯市災害対策本部 0972-22-3111 | 発見した場合は直ちに啓開作業を中断し、水道事業者に連絡すること。 |
| (9) 橋梁で段差があった場合 | P30 | | セーフティーコーン、土のうにより応急対応レベルで行う。 |

(1) がれきの撤去

緊急車両の通行障害となる支障物が道路上にある場合は、道路法第42条（道路の維持又は修繕）に基づき、道路管理者及び建設業協会佐伯支部ががれき等の道路支障物件の撤去を行う。建物が損壊して、本来の敷地からはみ出して道路に倒壊、流出しているものについては、がれきとみなして処理を行う。

基本的に、道路上に存在する工作物は、道路の維持・修繕を行う必要があるものとみなし、がれき等として撤去するが、撤去を行う場合には以下の点に留意して処理を行うこと。

○あらかじめ当該工作物の所有者の同意を得るとともに、損失の補償を行わないことにつき了解を得るように努めること。

○ただし、所有者等の所在が不明であるため、予め同意を得ることが困難である場合は、その限りではない。

関連法規；第42条



図10 岩手県宮古市における道路啓開状況

(出典：国土交通省 東北地方整備局 震災伝承館)

(2) 放置車両等の取扱い

放置車両等によって、緊急車両の通行障害となる場合は、緊急車両の通行を確保するため、災害対策基本法第 76 条の 6 に基づき放置車両等の撤去作業を行う。(詳細な作業内容については、P6~7 参照)

1) 対象とする車両について

下記に該当する自動車は、がれきとして取扱い、それ以外の車両を放置車両や立ち往生車両として取扱う。

地震、津波等により被災し、外形上から判断してその効用をなさない状態にあると認められる自動車(冠水歴又は大規模な破損が認められるなど、外形上から判断して自走不可能と考えられる自動車)

(出典：東北地方太平洋沖地震により被災した自動車の処理について、環境省通達)

2) 啓開作業者が携行すべき書類

放置車両等は、事前に道路管理者から交付させる身分証明書に基づき、建設業者が単独で撤去作業を行うことができる。

3) 車両等の移動命令

撤去作業の開始にあたっては、啓開作業委託書、身分証明書を携行した上で、まず車両移動命令を書面または口頭により行う。下記に該当する場合は、放置車両等を移動する。

- 車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者が命令に従わない場合
- 車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者が現地不在の場合
- 移動等が困難、不可能な場合

4) 災害協定により委託している民間事業者(建設業協会)自らによる車両等の移動

- 車両の移動を行う旨を運転者等に通知するとともに、車両への移動理由の掲示等、所定の手続きを行い移動を行う。
- 移動の前後の状態を写真等により記録する。
- 運転者等による不法行為等を認知した場合には、警察に通報する。
- 地震、津波等により被災し、外形上から判断してその効用をなさない状態の車両は、がれきとして取り扱い、上記手続きにはよらない。

5) 土地の一時使用について

- 車両等の移動において、道路敷地内に移動スペースが無い場合や周辺に公有地等が無い場合、現場の判断で、沿道の民地(駐車場、空き地、田畑等)を一時的に使用するものとする。
- 民地の一時使用を行った場合は、事後に補償することも生じるため、一時使用場所の使用前後の写真やビデオ等により記録しておくものとする。

6) 撤去作業にあたり、下記の点に留意すること。

- 車両等の移動作業にあたっては、最小限の破損もやむを得ない。
(例：大型車等のマニュアル車をガラスを壊して押す)
- 車両等の移動作業にあたっては、車内に生存者・遺体・貴重品がないか確認を行い、確認された場合は、各関係機関へ連絡を行う。
- 移動の際には、ガソリン漏れ、感電等に注意して移動を行う。

関連法規；災害対策基本法第 76 条の 6

(3) 負傷者を発見した場合

道路啓開作業中であつた等の撤去作業を行う際には、負傷者や遺体に遭遇する可能性も十分に考慮して、慎重に作業を行う。啓開作業中に人が確認された場合は、啓開作業を中断し、人命救助活動を優先する。

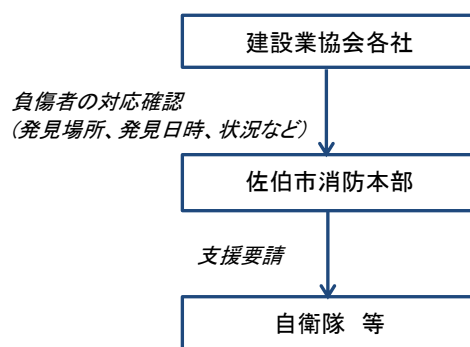
ご遺体か負傷者かを道路啓開中に判断することは困難であると考えられる。

従って、負傷者を発見した場合（生死の判断が困難な場合や心肺停止も含む）は、速やかに道路啓開作業を中断して下記事項を消防署に連絡し、警察官、海上保安官、自衛隊、消防士による負傷者の救出救助及び搬送協力を要請する。

- 発見場所
- 発見日時
- 発見者
- 負傷者の状態

がれきに長い間挟まっている負傷者を発見した場合は、がれきを除去して救出するとクラッシュ症候群になる可能性があることから、無理に救出せず、速やかに消防署に連絡し、救出を待つこと。

※被災者の救出救助及び搬送は、被災地域の市町村長、警察官及び海上保安官が関係機関に応援を求めて、速やかに実施する。



注) 地域防災計画では、警察へ連絡となっているが、当地域では協議会の同意に基づき上記のとおりとする。

なお、外見上明らかにご遺体と判断できる場合は、警察署へ連絡すること。

(4) ご遺体を発見した場合

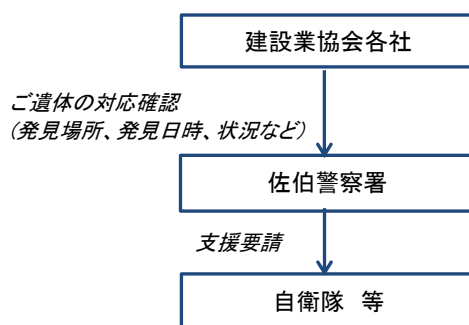
外見上明らかにご遺体と判断できる場合（ただし、心肺停止の場合は負傷者とみなす）には、「大分県地域防災計画 災害情報・被害情報の収集・伝達」に基づき速やかに啓開作業を中断して最寄りの警察に連絡し、下記事項を報告すると共に発見した状態のまま、触れずにおく。発見した遺体は、毛布等で目隠しが行えるようにして、警察の到着を待つようにする。

- 発見場所
- 発見日時
- 発見者
- ご遺体の状態

※行方不明者の搜索、遺体の取扱い及び埋葬については、市町村、警察機関、県及びその他の防災関係機関が行う。

※遺体の扱いは、自衛隊等により収容し、警察が検視を行い、安置所への移送は、市町村が担う。遺体は、警察官、海上保安官と協議して適切な場所に安置する。

※身元不明人については、警察が特徴を写真記録し、遺品を保存する。



(5) 有価物（貴重品）を発見した場合

道路啓開作業中に有価物（貴重品）を発見した際は、一時保管し、遺失物として警察署へ連絡を行う。

有価物（貴重品）の判断については、金額等の多少に関わらず、発見したものを遺失物として扱い、一時的に仮置き場で保管する。

ただし、大量の遺失物の取扱いが想定されるため、下記に該当するものが一部でも含まれる場合は、遺失物として取り扱うものとする。有価物（貴重品）は、金銭的価値が高いと判断できるもの及び個人的価値があるものに分類される。

○金銭的価値が高いと判断できるもの

- ・貴金属、現金、有価証券、預貯金通帳、銀行カード、クレジットカード、ETCカード、商品券、金庫等

⇒一時的に保管し、所有者が判明する場合は、引き渡す。所有者が不明な場合、所有者の所在が不明な場合は、遺失物法により、警察に連絡、引き渡す。

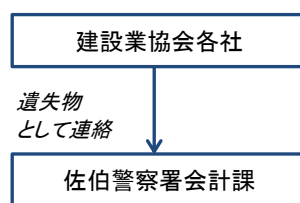
○個人的価値が高いと判断できるもの

- ・手帳、日記、家計簿、パソコン、携帯電話、住所録、位牌、アルバム、顧客リスト、名簿等個人情報が記載されているもの

⇒容易に回収することができる場合は、一律に廃棄せず別途保管し、所有者等に引き渡す機会を設けることが望ましい。また、位牌、アルバム等の個人にとって価値があるものについては、別途保管し、後日所有者に引き渡すことが良い。

また、津波による浸水した箇所で発見した漂流物・沈没品は水難救護法に基づくため、市町村による扱いとなるが、判断が難しい場合は遺失物として扱い、警察署への届け出とする。

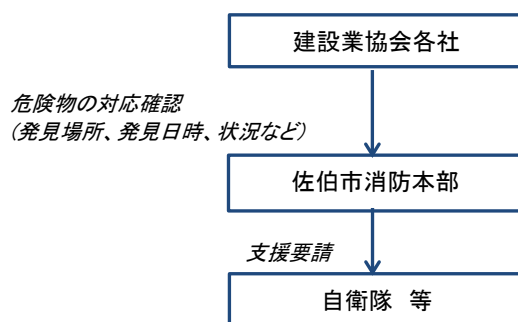
関連法規；遺失物法



(6) 危険物を発見した場合

道路啓開作業中にかれき等の撤去作業を行う際には、がれき内にガスボンベ等の爆発性・引火性の物体や毒物、劇薬物等が紛れている可能性があり、爆発や有毒ガス発生恐れもあるため、慎重に作業を行う。危険物の爆発を防止するため、道路啓開作業時は火気厳禁で作業を実施する。

道路啓開作業時に異臭（刺激臭、芳香臭等）を感じた場合には作業を中断する。作業員等が危険物を発見した際には、道路啓開作業を中断し、隔離距離をとる。建設業者は、速やかに消防機関等に連絡を行い、保安及び除去に関する協力要請を行う。



(7) 倒壊した電柱を撤去する場合

道路啓開作業中に、電柱等が倒壊し道路啓開の支障となるような道路の閉塞が確認される場合には、道路啓開作業を中断しライフライン事業者（電力会社、NTT）への連絡を行う。ケーブル等の撤去および電柱の移動等作業は、基本的に電気事業者、電気通信事業者が行う。

ただし、人命救助の観点から迅速な道路啓開を実施する上でやむを得ない場合は、道路管理者及び建設業者自らケーブル及び電柱の仮移動を行う。その場合においても、電気事業者、電気通信事業者に対して通電有無及び通信有無の確認を依頼し、作業の安全を確認するものとする。

【九州電力】

通電状況は、電柱番号から確認を行うことから、対象となる電柱番号についても報告を行うこと。なお、通電している場合は、停電作業を支店での遠隔操作、また電力社員による現地作業により実施する。

通電しておらず、撤去も問題ないことが判明した段階で啓開作業を再開する。倒壊電柱については撤去可能だが、電線は再利用を想定していることから、作業に大きな支障が生じない範囲で道路端に電線を寄せておくのが望ましい。

【NTT西日本】

各電柱やアース線が帯電している可能性があることから、検電後に作業を行う。通信がきている可能性が高いことから、作業に大きな支障が生じない範囲でケーブルを切断せずに道路端に寄せておくのが望ましい。

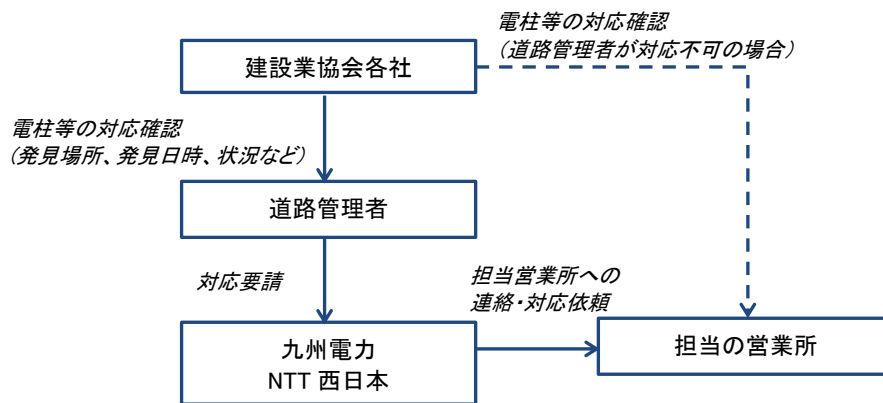


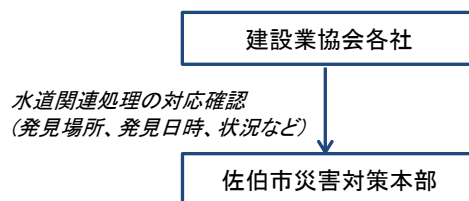
図 11 六甲道駅付近における電柱倒壊状況

(出典：神戸大学震災文庫HP <http://www.lib.kobe-u.ac.jp/directory/eqb/photo/tani/>)

(8) 水道管の異常を発見した場合

道路啓開作業中に、水道管の異常を発見した場合には、道路啓開作業を中断し水道事業者への連絡を行う。

水道管は、水道事業者と連絡が取れない場合、人命救助の観点から迅速な道路啓開の実施が必要な状況下では、通水していないことが明確な場合に限り、撤去（切断）できるものとするが、処置後は早急に事業者へ報告するものとする。



(9) 橋梁での段差を解消する場合

橋梁区間の前後などの段差発生、マンホールの浮き上がり等により、車両通行が困難な場合は、段差を擦り付けて解消する処理が必要となる。段差の擦り付けについては、啓開作業時は、一般車両は通行しないことから、啓開速度を考慮して、砕石や土のうによる応急対応レベルによる処置を基本とし、順次アスファルト材による擦り付けを行うものとする。

なお、段差解消を行う際の処理勾配は、10%未満を基本とするが現場状況に応じて適宜判断する。合わせて、段差箇所の注意喚起を行うため、可能な限り以下の対応を併用することが望ましい。

○セーフティーコーンの設置

段差区間の前後にセーフティーコーンを設置する。

○立て看板の設置

セーフティーコーン設置箇所の手前に「段差あり」の立て看板を設置する。

立て看板が調達できない場合は、赤旗、ポール、その他周辺にある物品等を代用してドライバーから目立つように設置する。



図 12 橋梁ジョイント部の土のうによる段差解消例

(出典：NEXCO 東日本HP http://www.e-nexco.co.jp/pressroom/press_release/head_office/h23/0318b/116.html)

5.4 道路啓開作業の進捗報告

「最優先啓開ルート（ステップⅠ）」の現地状況について、被災状況、被災区間、被災の程度、現在啓開位置、今後の啓開予定を適宜報告する。被災状況報告は、「各建設業協会各社」⇒「建設業協会佐伯支部」⇒「南部地区災害対策本部（佐伯土木事務所）」⇒「大分県災害対策本部」の流れで行う。現地調査で得られた情報は、災害対策本部及び関係各機関で集約する。



(1) 建設業協会佐伯支部の対応

道路啓開作業にあたっている各建設会社は、「最優先啓開ルート」上の現地状況を逐次建設業協会佐伯支部へ報告する。建設業協会佐伯支部は、建設業協会各社からの現地情報を取りまとめて、南部地区別災害対策本部（佐伯土木事務所）へ報告を行う。

道路状況、進捗状況報告は、以下の内容を簡潔に報告するものとする。

- 被災箇所・位置
- 被災延長
- 被災の程度（車両通行の可否）
- 道路迂回の可否
- 現在の道路啓開位置
- 今後の道路啓開予定

5.5 道路啓開作業の終了

建設業協会佐伯支部は、道路啓開作業の終了を南部地区災害対策本部（佐伯土木事務所）へ報告する。

南部地区災害対策本部（佐伯土木事務所）は、道路啓開作業の終了を大分県災害対策本部へ報告する。

大分県災害対策本部は、道路啓開作業の終了を関係各機関へ報告する。

